

週休 2 日制試行要領

(土木工事編)

令和 7 年 7 月

伊 勢 市

目 次

土木工事編 （積算基準（下水道編）適用工事含む）

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領	1
2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表	13
3. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領	14
4. 【参考】週休2日交替制工事確認表	23

土木工事編（積算基準（下水道編）適用工事含む）

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙2）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙3の①）

4 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間

- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙2の①、②）

また、月単位の週休2日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙3の②、③）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の②、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日を達成できた場合、補正係数（別紙1の①、④、⑤）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日及び月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日への振替えることができるが、工事成績評定の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙2の③、別紙3の④）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位及び月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

（交替制への変更）

第7条 現場閉所により発注した工事において、現場条件の制約や社会的要請等により 現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。

なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日制試行要領 土木工事編「週休2日交替制工事（発注者指定型）」の試行要領に基づき実施するものとする。

（その他）

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁴が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。
なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)

【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html)

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※4 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

① 週単位の週休 2 日

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

② 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 1
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 2

③ 通期の週休 2 日

補正無し

④ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

⑤ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	週単位
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエテル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生 マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウ エル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が1週間未満）

■工事成績評定の加点：対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※1

■工事成績評定の加点：達成（緊急対応により土曜日が対象外）※2

※1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

※2 工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
						現場閉所	第B週

振替え

第A週

●週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）

■工事成績評定の加点：未達成（土曜日に現場作業）

第B週

●週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※3

■工事成績評定の加点：達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

- ※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ D月 16 日の指示で D月 20 日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行ってれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数 8 日 ⇒ 土日日数 7 日
緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E 月							F 月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5 指示日	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

- ・ E 月の現場閉所日としてみなす

- ・ F 月の現場閉所日としてみなす
（E 月の現場閉所日としない）

※ E 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後 2 週間以内の平日への振替えの場合とする。

2. 【参考】土日完全週休2日制工事確認表

土日完全週休2日制工事 月単位確認表

土日完全週休 2 日制工事 週単位確認表

	対象	0週	達成	0週					
	月	火	水	木	金	土	日		
第1週								土日の振替日を入力 土曜 日曜	判定(経費補正) ☐ 判定(工事成績加算) ☒
第2週									
第3週									
第4週									
第5週									
第6週									
第7週									

土木工事編（積算基準（下水道編）適用工事含む）

3. 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて、現場条件の制約や社会的要請等により、現場閉所が困難な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう週休2日交替制工事（以下「週休2日（交替制）」という。）を試行する。

（定義）

第2条 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての週毎で平均休日率^{※5}が1週間（月曜日から日曜日）のうち2日以上（2日/7日以上＝28.5%以上）であることをいう。

3 この要領において、月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間内のすべての月毎で平均休日率が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

4 この要領において、通期の週休2日（交替制）とは、対象期間全体で平均休日率が4週8休以上（8日/28日＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）^{※7}
- ・ 年末年始休暇（6日間）^{※7}
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位（交替制）週休２日の場合において、対象となる週が１週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による休日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。

また、月単位の週休２日（交替制）において、対象者の従事期間のうち、発注者の指示による休日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が含まれない月は対象期間から除く。

※２ 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※３}及び技能労働者^{※４}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続４週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者としない。

※３ 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※４ 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※５ 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※６}の平均値をいう。

※６ 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※７ 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

（対象工事）

第３条 現場条件の制約等や社会的要請等により、現場閉所が困難な以下の工事の案件を対象とする。

- ① 工法等の制約により、連続施工が求められる工事
- ② 完成時期等の制約がある工事

ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約期間が５０日未満の工事
- ② 現場閉所・交替制のいずれも困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「週休2日交替制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日（交替制）に関する経費は、月単位の週休2日（交替制）を前提とした補正係数（別紙1の①、④、⑤）を乗じたそれぞれの経費（労務費、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週単位の週休2日（交替制）を達成できた場合、補正係数（別紙1の①、④、⑤）に増額変更するものとする。

また、週単位の週休2日（交替制）及び月単位の週休2日（交替制）を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 受注者は、月1回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

第6条 対象期間において、対象者全員の週単位の休日率が28.5%以上を達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生】において加点評価する。

なお、対象者全員の週単位の休日率が28.5%以上、週単位及び月単位の週休2日（交替制）を達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

（現場代理人の休暇）

第7条 現場代理人が休暇で現場に不在の場合は、受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できる者を予め定めなければならない。

（施工計画書への明記）

第8条 第7条に基づき、受注者は、現場代理人が不在時の現場体制を施工計画書に明記することとする。

なお、下記資料を施工計画書に添付することとする。

・ 第7条に基づき定めた者の直接雇用が確認できる資料

（現場閉所への変更）

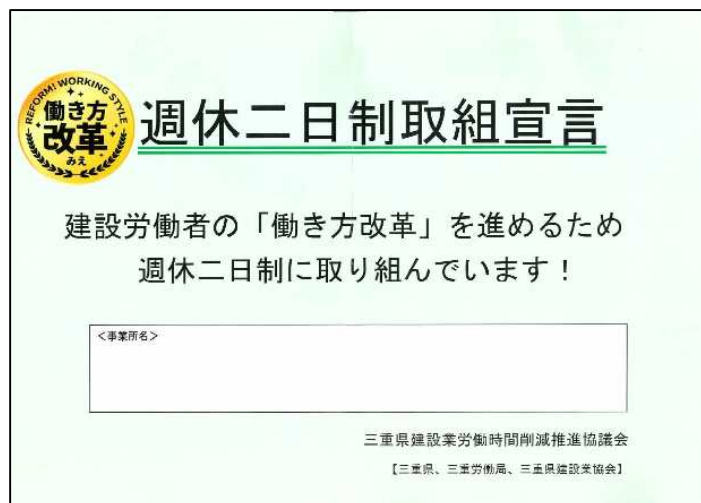
第9条 工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（交替制）から週休2日（現場閉所）に変更できるものとする。

なお、週休2日（現場閉所）に変更した場合、週休2日制試行要領 土木工事編「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」の試行要領に基づき実施するものとする。

（その他）

第10条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※⁸が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※８ 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和６年（２０２４年）４月１日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和７年７月１日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

① 週単位の週休 2 日（交替制）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 3

② 月単位の週休 2 日（交替制）（4 週 8 休以上）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 2

③ 通期の週休 2 日（交替制）

補正無し

④ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		交替制	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

（下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数）

名称	規格・仕様	補正係数	
		交替制	
		月単位	週単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

⑤ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		交替制	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02

名称	区分	補正係数	
		交替制	
		月単位	週単位
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエテル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生 マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウ エル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

[illegible]